

平成 27 年度第 1 回大阪府環境放射線評価専門委員会 議事録

日時：平成 27 年 6 月 29 日（月） 13：25～14：35

場所：大阪府災害対策本部会議室（新別館北館 1 階）

1. 開会

○事務局：ただいまから、平成 27 年度第 1 回大阪府環境放射線評価専門委員会を開催させていただきます。委員の先生方にはお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただく危機管理室防災企画課の渡部と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の先生方 11 名のうち 9 名のご出席をいただいておりますので、大阪府環境放射線評価専門委員会設置要綱第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを申し添えます。

次に、ご出席の皆様のご紹介でございますが、お手元に配付の「出席者名簿」、「配席図」をもって代えさせていただきますと思います。

なお、所要によりご欠席の久保委員の代理として、熊取原子力規制事務所の栗本所長にオブザーバーとしてご出席いただいております。また、島本前委員が他部署へのご異動となりましたので、事業者から今回新たに選任されました松浦部長様にご出席いただいております。それでは開会に当たりまして防災企画課長の谷口の方よりご挨拶申し上げます。

○事務局：危機管理室防災企画課長の谷口でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、委員の皆様のおかげで、これまで適切に環境放射線監視結果を公表させていただきました。あらためて感謝申し上げます。

さて、最近、原発の再稼働や原子力災害対策指針の改定に関する事など、原子力行政に関わる事が多く報道されている状況でございます。とりわけ、原子力発電所の再稼働に関するものが多く、住民の皆様に関心が高まっているということがよくわかるかと思っています。近畿でも、福井県の高浜原発 3 号機・4 号機が新規規制基準の適合審査に合格したことが大きく報道されたりしたところでございます。府内の試験研究用等の原子力施設についても、新規規制基準への適合審査が継続して実施されていると聞いているところでございます。

原子力施設の安全確保には、事業者をはじめ、関係機関が対策を講じるとともに、

平常時における環境放射線の監視を適切に実施する必要があると認識してございます。

このような観点から、大阪府といたしましても、各原子力施設周辺の環境放射線を監視し、その結果をこれまでも公表してきたところでございます。本委員会では、監視結果の公表にあたり、委員の先生方から専門的な見地からご指導、ご助言いただくこととしておりました。本日は平成 26 年度の監視結果についてご指導いただきたいと思っております。また、次第にありますように、併せて緊急時モニタリング計画等の暫定版についてもご報告させていただきたいと思っております。委員の先生方には本日も忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○事務局：それでは配付資料の確認をさせていただきます。まずは、「会議次第」、「出席者名簿」、「配席図」、資料 1 「大阪府環境放射線監視結果報告書 平成 26 年度年報(案)」、資料 2 「大阪府緊急時モニタリング計画(暫定版)(案)」、資料 3 「大阪府緊急時モニタリング実施要領(暫定版)(案)」でございます。続きまして、参考資料 1 「府内各原子力事業所の平成 26 年度放射線管理報告書」、参考資料 2 「前回委員会の議事録」、その他資料として、各事業所の皆様が実施されています府民向けイベント等の資料として、「京都大学原子炉実験所の一般公開」、「原子燃料工業(株)熊取事業所 京都大学原子炉実験所一般公開出展報告」、「近畿大学原子力研究所概要」をご用意させていただいております。

それでは、これからの議事につきましては山澤委員長にお願いしたいと思います。それでは委員長、よろしく願いいたします。

2. 議事

(1) 平成 26 年度環境放射線監視結果について

○山澤委員長：山澤です。よろしく願いいたします。それでは次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。まず、議題 1 「平成 26 年度環境放射線監視結果」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：危機管理室の岸田でございます。それではまず、平成 26 年度における環境放射線監視結果及び考察についてご説明させていただきます。正面のスクリーンをご覧ください。

本日は、平成 26 年度における大阪府の監視結果及び各原子力事業者が平成 26 年

度に実施されました監視結果の概要についてご説明させていただきます。

本府の監視結果のうち、空間線量率からご説明いたします。まず、これは空間線量率の月間平均値の推移を地域別に図示したものです。測定結果については、ご覧の通り、3地域共に一年を通じて月間平均値はほぼ一定でした。次に、1時間値の最大値の推移を地域別にお示します。最大値は60～91 nGy/hの間であり、問題となるレベルではないと考えられます。次に、1時間値が「平常の変動幅」の上限値を超過した件数を地域別にお示します。ご覧のとおり、各地域において毎月上限値を超過していましたが、レベルが上昇したときに降雨が観測されていまして、考察についてはご覧のとおりとさせていただきます。なお、下限値を下回った件数はいずれの地点でもありませんでした。積算線量と中性子線量率につきましては、特に問題はないと考えられますので、考察もそれぞれご覧のとおりとさせていただきます。

では、二つ目の環境試料の測定結果についてご説明いたします。

まず、大気浮遊じんのうち、全 α ・全 β 放射能濃度についてご説明いたします。ここに、3地点における月間平均値の推移をお示しします。各地点とも濃度に若干の変動が認められましたので、考察はご覧のとおりとさせていただきます。次に、月間最大値の推移を地点別にお示しします。東大阪市では、前回ご議論いただいた4月と、下半期においては11月にやや増加しており、過去の最大値を超過しました。次に、値が「平常の変動幅」を外れた件数を上の表にお示しします。各地点の超過件数の合計値は6～43件でした。その下の表には、全 α 濃度と全 β 濃度の相関係数と α 濃度に対する β 濃度の比をお示しします。ご覧のとおり、 α 濃度と β 濃度には良好な相関関係が認められ、且つ両者の比に大きな変動がなかったことから、上限を超過した要因については、自然放射能レベルが風などの気象要因により変動したものであると考えられます。以上より、考察については、ご覧のとおりとさせていただきます。

続いて、大気浮遊じん中セシウム137濃度については、ご覧のとおり、平成24年の第4四半期以降、セシウム137は検出されていないことから、考察はご覧のとおりとさせていただきます。

次に、排水・底質中の全 β 放射能濃度については、前回の委員会でご説明させていただいたとおり、原燃工の排水から平常変動幅の上限値を上回る値が検出されましたが、下半期はすべて平常の変動幅の範囲内でしたので、考察については上半期と同様、ご覧のとおりとさせていただきます。

次に、環境試料中セシウム137の測定結果についてご説明いたします。まずは土壤中セシウム137濃度の推移をお示しします。ご覧のとおり、平成26年4月と10月の

結果につきましては、過去の測定値と同レベルでした。次に排水の結果です。ご覧のとおり、平成 25 年度の下半期以降、セシウム 137 は検出されませんでした。次は底質です。ご覧のとおり、平成 26 年 4 月と 10 月の試料からセシウム 137 は検出されませんでした。以上より、環境試料中 γ 線放出核種濃度の考察につきましては、ご覧のとおり、セシウム 137 は主に過去の核実験の影響とさせていただいております。

陸水中のトリチウムと底質中のウランにつきましては、結果はご覧のとおりで、すべて平常の変動幅の範囲内ですので、特に問題はなく、考察についてはご覧のとおりとさせていただいております。その他、天然核種でありますカリウム 40 やベリリウム 7 の測定結果については、全て平常の変動幅の範囲内でした。

続きまして、府内原子力事業所の監視結果の概要について簡単にご説明させていただきます。

まず、京都大学原子炉実験所の監視結果です。ご覧のとおり、排気口及び排水口からはトリチウムが検出されました。その他、前回ご説明させていただきましたが、第 1 四半期に排気口からアルゴン 41 が検出されました。次に、近畿大学原子力研究所の監視結果です。平均値につきましては、排気口からは特に検出はされませんでした。排水口から全 β が極微量ですが検出されたという結果になっています。最大値につきましては、排気口からダスト状の全 β が、排水口から全 β が極微量ですが検出されたという結果になっています。最後に、原子燃料工業（株）熊取事業所の監視結果ですが、ご覧のとおり、排水口・排気口ともに検出下限値未満という結果が得られております。

以上より、監視結果についてのまとめはご覧のとおりとさせていただいております。監視結果の説明は、簡単ではございますが、以上でございます。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは事務局の説明について何か質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○山澤委員長：私から 1 点よろしいでしょうか。11 月に全 α ・全 β が上昇したことについては風の影響であると説明されたと思いますが、もう少し具体的に状況を確認されているのでしょうか。

○事務局：近畿大学グランド局における 11 月の全 α ・全 β 濃度と風速の関係を示したグラフを前のスクリーンにお示しします。過去の最大値を超過したのがこの部分で、

この時、濃度が上昇した時に風速が低下していることがお分かりいただけると思います。事実、風速と全 α ・全 β の相関係数は概ねマイナス0.6でした。最大値を記録した時の風速については、試料採取時間が6時間のうち5時間はほぼ無風状態で、残り1時間は非常に風速が低く、ほとんど風が吹かなかったことにより、地表面付近の放射性核種物質が拡散されなかったため、濃度が上昇したものと考えております。

○山澤委員長：その図の黒棒が風速でしょうか。

○事務局：黒棒が風速で、単位は右側の縦軸にお示ししています。

○山澤委員長：そうしますと、一番濃度が高いところも含めて、いくつか高いピークがありますが、すべて風が弱いことを確認しているということですね。

○事務局：はい。すべて風速が低くなっていることを確認しています。

○山澤委員長：ありがとうございます。他に何かご質問等ございませんでしょうか。全体としては特に問題はないようですが、また後で構いませんので、何かございましたらご意見いただきますようお願いいたします。

○山澤委員長： それでは、先ほど事務局から府内の各原子力事業者の監視結果について簡単にご説明がございましたが、委員の皆様から補足説明をお願いしたいと思います。まず、最初に京大原子炉実験所の高橋委員からお願いいたします。

○高橋委員：京都大学の高橋です。平成26年度放射線管理等報告書についてご説明させていただきます。参考資料1の2ページを見ていただきますと、実験炉KURにつきましては昨年5月まで運転を続けていましたが、それ以降は定期検査に入りまして、現在も定期検査中で、KUR・KUCA共に現在まで停止して、新規制基準に対応するための審査を準備している段階でございます。従いまして、アルゴンに関しましては、第1四半期のみの検出となっております。

続きまして、6ページをご覧くださいますと、第4四半期には、炉室内において重水設備から重水の漏えいが若干ございまして、その漏えいに起因して、排気口からトリチウムが放出されました。資料に記載していますが、平均値は 1×10^{-4} Bq/cm³、最高

値は $8.8 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^2$ というのが第4四半期の状況です。トリチウムにつきまして、これまでと同程度の値です。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは、近大原子力研究所の伊藤委員からお願いします。

○伊藤委員：まず10ページを見ていただくと、一番下の4に記載していますが、運転歴ゼロということで出力もまったくないという状態です。それで、先ほども説明がありましたように、排気口、排水の施設も非常に極微量の検出がありました。これも自然由来のもので全く問題ないと考えています。12ページについても同様です。以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。続きまして、原燃工の松浦委員からお願いします。

○松浦委員：原子燃料工業の報告書につきましては、参考資料の13ページから16ページに示させていただいておりますが、排気口、排水口の測定値は全て測定限界値未満ということになってございます。弊社は、一昨年より燃料生産を停止しておりまして、その状態が昨年度も1年間ずっと続いているという状況で、ここにお示したような結果ということになってございます。以上でございます。

○山澤委員長：ありがとうございました。各委員からご説明いただきましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

いずれも問題がないということで、特に議論する部分がないかもしれませんが、よろしいでしょうか。

それでは、特にございませんでしたら、議題1の報告書案につきましては、事務局においてテクニカルなチェックをしていただいた上で公表していただきたいということをお助けさせていただきたいと思っております。よろしくごお願いいたします。

(2) 緊急時モニタリング計画（暫定版）等について

○山澤委員長：続きまして、議題2「緊急時モニタリング計画（暫定版）等」について事務局からご説明願います。

○事務局：では、緊急時モニタリング計画(暫定版)及び緊急時モニタリング実施要領(暫定版)の概要についてご説明させていただきたいと思います。正面のスクリーンをご覧ください。

初めに大阪府が緊急時モニタリング計画(暫定版)などを策定するに至った経緯について、簡潔にご説明させていただきます。

現在、大阪府では、緊急時においては平成 21 年度に策定した緊急時モニタリング実施要領がございまして、これに基づいて対応することとしております。この実施要領では、発災時においては、大阪府は関係市町や原子力事業者などと協力してモニタリングを実施することとしています。

しかし、平成 25 年 5 月に「原子力災害対策指針」が改定され、道府県は緊急時モニタリング計画を策定することとなりました。特徴は 2 点ございまして、まず国が統括して関係機関が連携してモニタリングを実施すること、もう 1 点はオフサイトセンター緊急参集要員による既存の防災体制とは別に、緊急時モニタリングセンターを設置することが示されました。しかし、大阪府が計画を策定する上での問題点がございまして、指針の方が平成 25 年 9 月の改正に加えて、つい最近の 4 月にも改正されましたが、原子力発電所以外の施設については、ここにお示しする 1 から 4 などの技術的事項が示されていない状況です。緊急事態区分、EAL、重点区域の範囲等、オフサイトセンターのあり方等が正式に示されていないという状況です。

本来であれば、この指針の改正を待ってから計画を策定することとなると思われませんが、現時点において、指針で原発以外の施設の技術的事項が示される目処が立っていないということなので、地方放射線モニタリング対策官との協議の結果、平成 21 年度に策定した現行のモニタリング実施要領をベースに暫定版を策定することとしました。

1 から 4 をどのように対応するのかにつきましては、まず 1 つ目の緊急事態区分は現行と同じく 4 区分、2 つ目の緊急時活動は現行の実施基準に国の原子力災害対策マニュアルに記載されている地震などへの対応を追加したものとして考えています。3 つ目の重点区域は、従来通り、指針に記載されている暫定値ということで、近大は 50m、京大と原燃工は 500m とし、オフサイトセンターのあり方については、現在のオフサイトセンターを活用することで、計画案を策定するという方向で進めてきました。ただ、下にも書いていますが、指針でこれらの事項が明らかになった時点で正式版を策定するというように考えております。

次に、緊急時モニタリング体制の整備及び基本的事項を定めた緊急時モニタリング計画（暫定版）について、主な事項について説明させていただきたいと思います。

まず、緊急事態区分とその実施基準をお示しします。緊急事態区分につきましては、現行と同じく4区分とさせていただいております。実施基準については、水色の部分は現行の大阪府の実施基準で、これに黄色で示した国の原子力災害対策マニュアルに明記されている地震災害が起こった時の基準を追加した形で大阪府モニタリング計画の実施基準とさせていただきたいと考えております。

次に、緊急時モニタリングの実施フローの概略についてご説明させていただきます。まず、情報収集事態においては、府は初期監視体制を設置して、関係市町などと連携して、固定観測局における監視を強化したり、必要に応じて、巡回点検・サーベイメータなどによる測定を行うことと考えております。警戒事態においては、府は大阪府モニタリング本部を立ち上げて、関係市町や原子力事業者と連携して、固定観測局における監視を強化したり、可搬型モニタリングポストやサーベイメータによる測定を実施することとしております。また、国は緊急時モニタリングセンターの設置準備に取り掛かることとなりますので、府などは準備の協力を行います。次に、原子力災害対策特別措置法10条の特定事象に相当する緊急事態においては、国はオフサイトセンターなどに緊急時モニタリングセンターを立ち上げることになり、大阪府モニタリング本部はこの緊急時モニタリングセンター（EMC）に参画することとなります。この時、まずは重点区域内を中心に監視を強化したり、必要に応じてヨウ素などの測定を行うこととなります。次の原子力災害対策特別措置法15条に相当する原子力緊急事態においては、EMCによる緊急時モニタリング体制を継続して、必要に応じて測定範囲を重点区域外へ拡大したり、あとは環境試料中の放射性物質の濃度を測定することとなります。

次に、緊急時モニタリングセンターの体制についてご説明させていただきます。センター長は原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長で、センター長補佐は大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所長及び大阪府の防災企画課長が務めることとなります。センター長とセンター長補佐の下に、企画調整グループ、情報収集管理グループ、測定分析グループの3つのグループを組織するとしています。なお、分析測定グループについては、大阪府チームと各事業者チームから構成されることとしていますが、大阪府チームについては事業所敷地外での測定や監視、各事業者チームについては事業所敷地内の担当ということで考えています。

続きまして、緊急時モニタリング実施要領についてご説明させていただきます。緊

急時モニタリング実施要領につきましては、先ほどの緊急時モニタリング計画を踏まえまして、具体的な実施内容、方法などを示したもので、具体的にはモニタリング体制や連絡体制、測定方法や被ばく管理などが定められているのですが、ここでは専門性の高い測定・分析方法、被ばく線量管理の2点についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目の測定・分析方法をお示しします。分析方法は、基本的には原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針や文部科学省の測定法シリーズ等に準拠することとしております。例えば、ヨウ素について説明させていただきますと、前回の委員会で固定観測局における捕集時間を検討していただきましたが、その時の検討結果のとおり「6時間」とさせていただいております。可搬型サンプラーに関しましては、目的がブルームをいち早く検出することですので、捕集時間は「10分から1時間程度」と記載させていただいております。他の項目は、ここにお示しのとおりでございます。

2つ目はモニタリング要員の被ばく管理基準でございます。日管理基準と累積管理基準値の2つをお示しさせていただいておりますが、この2つとも、現行の緊急時モニタリング実施要領と同様、それぞれ10mSv及び50mSvとさせていただく予定にしております。ちなみに、これらの値につきましては「電離放射線障害防止規則」や消防庁の「原子力施設などにおける消防活動対策マニュアル」に記載の被ばく限度値などを準用させていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは今の議題について、何かご質問はございませんでしょうか。

○村田委員：そもそも国の指針が改定されていない状態で、モニタリング計画の暫定版を策定されるという説明だったと思いますが、そもそもなぜそのような状態になっているのか、逆に府から国に対して「早急に改定して欲しい」ということを積極的に言うことはできないのでしょうか。

○事務局：原子力規制庁とは打ち合わせや会議の場がございますので、その時に大阪府のみならず、同じような状況におかれている岡山県、神奈川県を含めて、その都度、話はさせていただいております。やはり、原子力災害対策指針が改定されなければ、原子力防災対策は進まないのです、その点については事あるごとにお話させていただいて

いるという現状でございます。

ただ、指針の改定の目処が立っていないので、今回、現行のモニタリング実施要領をベースに、緊急時モニタリング計画等の暫定版を策定させていただいたということです。

○村田委員：実情はそういうことだと思いますが、この後、いつまでにどうするかとかは決まっていないのでしょうか。

○事務局：原子力規制庁では、指針改訂の目処がまだ立っていないということなので、難しいところです。

○山澤委員長：もし補足していただけるのであれば、高岡所長の方から何かありますでしょうか。

○高岡所長：原子力災害対策指針については、原子力発電所を中心に改定をさせていただき、昨年度の指針改定時に、全体の大きな課題として、プルームの件、福島第一原発の件、再処理加工等の施設の件等が残っていることを確認して、プルームの件と福島第一原発の件については今年の4月22日に原子力災害対策指針改定時に示させていただいたところです。

再処理加工施設等については、昨年度中に検討する予定でしたが、先送りになっているのが現状でございます。それでは良くないということで、先ほど事務局からご説明がありましたが、我々も極力地方からの声を原子力規制委員会へ上げたいと思いついて、加工施設等の立地府県である岡山県、神奈川県、大阪府に集まっていただき、意見交換の場を設けて、順次話を上げているところでございます。如何せん、まだ動きが遅くて申し訳ないのですが、いつまでに何をやるという確約を原子力規制委員会からいただいている状況でございます。ただ、ほったらかしにしている訳ではなく、順次話は進めるように努力はさせていただいているところでございます。

○山澤委員長：ありがとうございます。中々難しいところかもしれませんが、村田委員よろしいでしょうか。

○村田委員：わかりました。

○山澤委員長：ただ、国の方で方針が決まっていく中で、今回のこの暫定版が大幅に見直されるようなことは多分ないだろうと思いますが、その点はいかがなものでしょうか。それについても中々言いにくいかと思いますが。

○高岡所長：特に何も決まっていない段階なので、何とも言えないというようなところでございます。

○山澤委員長：わかりました。はい、ありがとうございました。それではこの暫定版の方も、国の動きを見つつ、適宜、見直していくという形になると思います。
今のことあるいは他のことでも結構ですので、ご意見等ございませんでしょうか。

○高橋委員：1つ確認させていただきたいのですが、警戒事態から緊急事態に移行した時に、大阪府モニタリング本部はEMCへ組織が移行すると思いますが、その際に府庁へ配備されている大阪府モニタリング本部の要員の方はオフサイトセンターの方に移動するのでしょうか。

○事務局：ご指摘のとおりで、大阪府モニタリング本部は基本的には府庁に設置することになりまして、EMCが設置された場合は、例えば京大原子炉実験所又は原燃工で発災した場合は熊取オフサイトセンターにEMCが立ち上がる予定ですので、府庁にいるメンバーは基本的にはEMCが設置される熊取オフサイトセンターへ移動するという形を考えております。

○山澤委員長：先ほどご説明いただいた線量限度ですが、これについては電離則と整合をとったような形で設定されていて、それが消防庁の基準とも適合しているということだったと思いますが、こういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局：そのとおりでございます。

○山澤委員長：わかりました。少し議論が必要かもしれませんが、何かこの点について、ご意見ございませんでしょうか。

○山澤委員長：私からもう一点よろしいでしょうか。人命救助に当たる場合は、もう少し高い基準が設けられているような記憶がありますが、今回の場合は特にそこまではこだわらないということなのでしょう。

○事務局：モニタリング要員の基準なので、そこまでは考慮しなくてもいいと考えています。

○山澤委員長：この基準を運用するにあたって、モニタリング要員が自己の被ばくを管理するような方法はお考えなのでしょう。

○事務局：個人線量計を要員に配付しますし、EMCの中に要員の被ばく線量を管理する担当者を位置付けていますので、適切に管理できるものと考えています。

○山澤委員長：多分、モニタリング要員の被ばく線量はここまで高いことはないだろうと思いますので、わかりました。

○山澤委員長：モニタリング計画の別表3の各事業者チームについては、先ほど各事業所の敷地内でモニタリング活動を実施するのご説明があったと思いますが、これはどこかの事業所で発災していることを想定しているわけですね。

○事務局：そうです。発災した事業者は当然、対応を取られると思いますので、その事業所のモニタリング担当者の方がEMCと連携をしていただくということで、原子力事業者チームという位置付けをさせていただきました。

○山澤委員長：その発災事業者に対して、他の事業者の方が全体の計画の中でヘルプするとかそういった考えはないのでしょうか。

○事務局：状況に応じて、センター長を中心に、発災事業者が人手不足ということであれば、非発災事業者へ応援を求めることとなります。これは各事業者には話はさせていただいているところでございます。

○山澤委員長：わかりました。各事業者は、緊急事態に備えて何らかの計画を作られて

いるのでしょうか。

○事務局：事業者は防災業務計画を策定し、緊急時の対応などの詳細について定めていますので、特に問題はないかと考えています。

○山澤委員長：わかりました。今まで特にこの計画及び実施要領については、変更すべきであるといったようなご意見は出ていないように思いますが、何かご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。

○青野委員：1つお伺いしたいのですが、モニタリング結果の府民への情報発信については、この計画の中ではどのようになっているのでしょうか。

○事務局：モニタリング結果の公表につきましては、資料3の19ページに記載させていただいております。基本的に情報収集事態や警戒事態については大阪府が主体で設置するものですので、その結果については、府が委員の先生方等の専門家の助言等をいただきながら公表することとなりますが、緊急時モニタリングセンターが設置されれば、統括を行うのは国ですので、国が中心となって公表することになります。国から府や関係市町に情報が提供されると、国との調整の上、府や関係市町でも公表することになると考えています。

○山澤委員長：よろしいでしょうか。

○青野委員：ありがとうございます。

○山澤委員長：他にございませんでしょうか。ないようでしたら、緊急時モニタリング計画(暫定版)及び緊急時モニタリング実施要領(暫定版)につきましては、基本的にこの案のとおり策定していただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのように助言させていただきたいと思います。

(3) その他

○山澤委員長：議題3「その他」について、事務局から何かございませんでしょうか。

○事務局：前回の委員会でお知らせさせていただきましたが、委員会の開催回数や先生方の定数見直し案について、担当の方から説明申し上げます。

○事務局：前回の評価委員会でもご連絡させていただきましたが、委員定数及び委員会開催回数の見直し案についてご説明させていただきます。

本専門委員会は、府内の原子力事業所周辺の環境放射線量の状況を監視し、結果を評価いただくために、11名の委員の方々により設置させていただき、これまで10数年の長きにわたりその役割を担ってまいりました。このたび、本府における各種委員会の見直しの流れにより、当委員会におきましても定数等の見直しを進めさせていただくものでございます。

事務局案としましては、委員には、学識経験者等の専門家の方とさせていただきたいと考えております。熊取原子力規制事務所の方につきましては、地方放射線モニタリング対策官と同様、オブザーバーとして、原子力事業者につきましては、事業所の監視結果をご報告いただく側として、ご参加いただくものとしたと考えております。

次に、委員会の開催回数ですが、原則年1回で、1年間の監視データを翌年の6月にご審議いただきたいと考えております。

なお、上半期分の監視結果につきましては、委員の先生方に書面でデータを見ていただき、特に問題がないということであれば委員会を開催せず、データをHPで公表させていただきたいと考えております。ただし、問題があるということであれば、委員長に開催の必要性についてご判断いただきたいと考えております。

以上でございます。

○山澤委員長：ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問等あればお願いいたします。特に問題のないデータが続いているということであれば、年に1回の開催で、何かあれば、その内容に応じて委員会を開催するというご提案だと思いますが、よろしいでしょうか。特に大きな問題がないと思われまので、10月1日以降は事務局から示された体制で運営していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○山澤委員長：それでは、そのようにお願いいたします。他に事務局から何かございませんでしょうか。

○事務局：ありがとうございました。各事業所では、府民に対して、原子力や放射線の働きなどを正しく理解していただけるよう見学会など色々なイベントを開催されていると思っております。これらのイベントについてご紹介をお願いいたしましたところ、高橋委員、松浦委員、伊藤委員におかれましては、快くお引き受けいただきまして、ありがとうございます。この機会にご紹介をお願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○山澤委員長：それでは、高橋委員から申し上げます。

○高橋委員：京都大学原子炉実験所でございます。こちらはホームページで公開している資料でございます。今年度4月4日に例年通り、一般公開を開催いたしました。かなり天気の良い状態で、813名の方々にお越しいただきました。内容につきましては、施設見学といくつかの研究の紹介をさせていただきました。特に、今回の福島第一原発事故で放射線マッピングを効率・継続的に実施するために開発いたしましたKURAMA自動計測システムと、その改良型であるKURAMA-II自動計測システムをご紹介し、活発な質疑応答がなされました。また、事務棟会議室におきましては、「霧箱実験」、「線源探し」、「消えるインクで遊ぼう」などの実験教室が設けられて、多くの家族連れの皆様にご参加いただきました。また、原燃工さんのご紹介もこちらで実施させていただきました。今後もこのような活動を続けていきたいと考えております。また、ご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは松浦委員申し上げます。

○松浦委員：弊社、原子燃料工業では、例年は京大さんと同じ日に熊取事業所の方で施設の見学や色々な説明資料を用いた説明コーナーなど、色々な催しも併設して、一般公開をさせていただいていましたが、今年度につきましては、先ほど少しご説明いたしましたが、燃料生産を長期間停止しているということで、事業継続のために所員を社外に出向等で行かせておりますので、今年は人員が足りないということで、京大さんの手をお借りして当社の活動についてご説明させていただきました。

資料にも記載してございますように、当社のブースでビデオやパソコンを用いた原子燃料や原子力に係るクイズを、特にお子様の方にもトライしていただくような形で

ご説明するというので、今年度については実施しました。

以上でございます。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは伊藤委員お願いいたします。

○伊藤委員：「近畿大学原子力研究所概要」という題名の資料を見ていただきたいと
います。近大原研を訪ねて色々な方が来られます。先日は文科省の審議官の方が来
られました。この資料はそういう時に説明用として使っているものです。

1 ページ目には、アウトラインとして原子炉の概要を記載しております。うちの原
子炉は、1961年に初代総長の世耕弘一が民間・大学原子炉第1号として導入したも
ので、世耕弘一先生の孫が内閣官房副長官ですので、文科省の方も非常に気にして
いただいているのではないかと思います。アメリカ製の教育・研究用原子炉で、日本一
低出力の1Wです。最近、研究用原子炉が危機に瀕しているということで、よくマス
コミに取り上げられるのですが、豆電球一個もつかないという文言があるなど、写真
で見るように非常に小ぶりなものであります。

2 ページ目を見ていただくと、うちの原子炉はとにかく低出力で、ここに書いてあ
るような特徴があって、教育用として非常に優れていますので、絶対にこの火を絶や
してはいけないと我々思っているのですが、今、再稼働問題で原子力規制委員会の審
査に対して苦慮しているところであります。

それと、近大原研の歴史が書いてありますが、東京博覧会の時に展示されていた原
子炉を見た初代総長の世耕弘一が「絶対にこれからは原子炉の時代だから」と言っ
たのが始まりで、内閣副官房長官の世耕弘成先生は「おじいさんは衝動買いをし
てしまった」という言い方をされていましたが、そこから出発したわけで、色々な変
遷がありまして、ご承知のように今では京大と近大の2基しか大学の原子炉はない
という状態です。

3 ページ目の上に教育活動状況をお示ししていますが、当然、大学の原子炉とい
うことで、教育活動に重きをおいています。経産省や文科省の委託事業として実施
していた学外からの授業については終了してしまいましたが、今は国際人材育成事
業を文科省から受託して実施しているところです。現在は、原子炉が止まってしま
ったので、文科省も心配して、近大原研へ来られて、今後どうするのか、原子炉
が動かない状態で国際人材育成をどうしようか、という話をされたりしています。
社会貢献活動については、府民の方々に対しても門戸を開いているところですが、
基本的には一般教員

の方に対して研修会を開いております。これは、関西原子力懇談会とか電力会社等のバックアップを受けまして、もう 20 年以上、延べ 6,200 名という形で続いてきましたが、ここ数年は縮小傾向にあって、規模が小さくなっております。しかし、原子炉見学については、平成 26 年度で約 1,500 名と、色々な方面からご参加いただいております。特に、3.11 以後も、ぜひ見学させて欲しいという方が多く、見学対応だけでも相当大変な状況でした。

最後に、我々のモットーを記載していますが、座学ではなくて、本当の原子炉を見て、触っていただきたいと考えております。当時は稼働できたわけで、なるべく早く再開して、府民の方にもこのような啓発活動ができるような状態に早く戻していきたいと思います。

以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。何かご質問等はございませんでしょうか。

私の所属する名古屋大学でも、学生の実習で近大、京大炉を使わせていただきましたが、ちょうど 3.11 以降、実習ができなくなってしまい、非常に苦慮しています。今では韓国まで出かけて行って、韓国の実験炉を使った実習が行われていますが、学生にとっても原子炉で実験することができるというのは将来において非常に重要ですので、私としても、原子力規制委員会の審査を通過し、早めに再開できればいいと思います。

私から質問ですが、先ほど京大炉、近大炉で大勢の見学者がいらっしゃるとのことですが、地元の方が多いのでしょうか、それとも地元以外の方も結構多いのでしょうか。それと、年齢層などわかる範囲でお教えいただけませんか。

○高橋委員：地元の方もいらっしゃいますが、かなり広範囲から色々な方が来られていると思います。年齢層は、データを持っておりませんのでわかりませんが、窓口で見る限り、若い方からお年寄りまで、広い範囲の年齢層の方が来られていると思います。

○山澤委員長：子供さんもいらっしゃるのですか。

○高橋委員：子供さんはあまり見ませんが、学生さんは、中学生、高校生は学校単位で来られたりします。

○山澤委員長：伊藤先生はいかがでしょう。

○伊藤委員：先ほど見学者については平成 26 年度で約 1,500 名と言いましたが、これはどちらかというとな少ない人数だと思います。資料に「諸団体、中学・高等学校、電力関係、立地関係、事業所関係等」とありますし、私どもの近大系列の中学・高校も含めて、熱心な先生方からぜひ原子炉を見せていただきたいと頼まれたりします。近大関係ではありませんが、スーパーサイエンスハイスクール等の熱心な先生からの学生に本物の原子炉を見せたいとか、霧箱などに触れさせたいというご希望にも対応しております。

年齢層の分布については、非常にブロードスペクトルです。特に、配付資料には掲載していませんが、近大では毎年原子力展というイベントを非常に大規模に実施しており、本当は、この配付資料の最後に数ページ分の説明資料があったのですが、最近の諸事情で、ほとんど実施していない状況になってしまいましたが、イベント時には、近大周辺の大勢の老若男女の方に来ていただきました。おみやげ付きで、それから骨密度の測定も実施したり、毎年住民の方等に来てもらって、そのようなイベントを実施していましたが、その時は小さいお子さんが原子炉の炉上まで登ってもらい、「これが原子炉だよ」と内部を見てもらったり、小学生やおじいさんにも来てもらい、前に言いましたが、「この原子炉で近大の電気を作っているのかね？」という質問もきちんと答えながら対応しているわけです。だから、近大は東大阪市の非常に住宅が密集した地域に位置していますが、ほとんど反対の方はいないと思っております。

○山澤委員長：ありがとうございます。一旦事故が起これば、我々は住民の方とコミュニケーションを取らなければいけないわけですが、今回の福島で非常に難しいと思ったことは、日頃からコミュニケーションのチャンネルができていたことが非常に重要であって、日頃から信頼されていて初めて我々の説明に耳を傾けていただけるというのが、今回の事故で強く感じているところですので、このような活動は非常に重要なことですのでよろしくお願いいたします。

それでは、この件についてご質問等はよろしいですか。

○山澤委員長：最後に、本日オブザーバーとしてご出席の皆様から何かありましたら、よろしくお願いいたします。

○高岡所長：先ほど指針についてご意見をいただきまして、なるべく早く指針の改定につなげていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○山澤委員長：ここで予定の議事は終了ですが、全体を通して、委員の皆様からご意見等ございませんでしょうか。

何もないようでしたら、ここでマイクを事務局にお返ししたいと思います。

○事務局：山澤委員長、ありがとうございます。それでは最後になりますが、閉会にあたり、課長の谷口よりご挨拶申し上げます。

○事務局：委員の先生方、いつもご熱心なご議論をありがとうございます。本日いただきました1つ目の監視結果につきましては、できるだけ速やかに、早い時期に公表すべく調整してまいりたいと思います。

2点目でございますが、報告させていただきましたモニタリング計画(暫定版)及び実施要領(暫定版)につきましては、できるだけ早く府内の手続きを済ませまして、成案化したいと思います。何か事故等がありますと、このような計画がないと中々動きにくいというところもございますので、まずは計画の暫定版を作らせていただいて、ゆくゆくは原子力災害対策指針の改定を踏まえて、正式版として策定していくことが大事と思っておりますので、早急に対応を進めてまいりたいと考えてございます。

それから3点目の「その他」で、各事業所の皆様から、社会貢献活動と言いますか、地域における取り組みについてご紹介いただきました。昨年度の12月にも一度事業者の皆様にご協力いただき、今回で2回目ですが、住民の方々の中には実は中々こういう動きがわからない人もいるかなということで、本日の会議は公開で実施させていただいておりますので、こういう機会も通じまして、「事業者はこういうこともやっているんだ」ということが発信できればという思いから実施させていただいております。できるだけ今後も続けさせていただきたいと思っておりますので、また、ご協力よろしくお願いいたします。

本府といたしましては、引き続き、平常時における環境放射線監視事業を実施するなどにより、府民の安全・安心の確保に努めていくということで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

次回委員会から、先ほど担当から申し上げましたように、新しいたたずまいでこの委員会を運営させていただきたいと思っております。

今後も引き続き、ご助言、ご指導を賜りますよう、よろしくお願いしまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局：委員の先生方、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

なお、27年度の上半期公表結果につきましては、今年11月ごろに先生方の方にご覧いただきまして、公表に向けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上